

沖縄県県土保全条例について

沖縄県 企画部 県土・跡地利用対策課
審査・地籍班

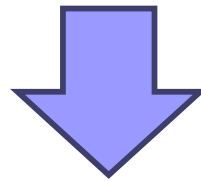
目次

1. 県土保全条例の概要について (P3~P5)
2. 標準処理期間 (P6)
3. 県土保全条例と盛土規制法との関係 (P7~P8)

1. 沖縄県県土保全条例の概要

目的（第1条）

この条例は、安全で良好な地域環境を確保することが、地域における現在及び将来の住民の生命、健康及び財産を保護するため、ひいては県土の秩序ある発展を図るため、欠くことのできない条件であることをかんがみ、開発行為の許可基準その他開発の適正化に関し必要な事項を定め、県土の無秩序な開発を防止し、もって県民の福祉に寄与することを目的とする。

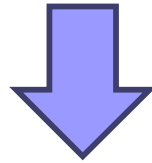


県土保全条例は、県土の無秩序な開発を防止し、もって県民の福祉に寄与することを目的に、昭和48年に制定された。

開発行為の許可（第6条）

3千平方メートル以上の一団の土地について開発行為をしようとする事業主は、知事の許可を受けなければならない。

開発行為：土地の形の変更をいい、**平均土工高**（切土量＋盛土量を切土工、盛土工が行われる土地の合計面積で除した値）が**30cm**以上とする。



3千平方メートル以上かつ平均土工高30cm以上の開発行為は、知事の許可を受けなければならない。

※県土保全条例での許可対象面積の考え方は、切土工、盛土工を行わない部分を含めた土地の面積となるため注意すること。（平均土工高の算定に用いる面積と異なる。）

適用除外（条例第18条／規則第9・10条）

他の法令に基づく知事の許認可等により、本条例と同等の規制及び達成効果があると認められる開発行為（※）については、本条例の適用除外としている。

他の法令に基づく開発行為の例

- 都市計画法、農振法、森林法の許可を要する開発行為
- 自然公園法、県自然公園条例の許認可または届出を要する開発行為
- 砂防法、地すべり等防止法など、特殊な土地・地形における開発行為
- 盛土等規制法の許可を要する開発行為（令和8年10月、規制区域の指定予定）

※盛土規制法第12条第1項及び第30条第1項の許可を要する工事を適用除外としている。盛土規制法に関する適用除外規定（条例第18条第2号）では、許可ではなく届出を要する工事は適用除外とならないので注意。

2. 標準処理期間

開発行為の許可（30,000m ² 未満） （第6条第1項）	40日間
開発行為の許可（30,000m ² 以上） （第6条第1項）	70日間

- ※1 書類不備の是正に要する期間は、標準処理期間に含まない。
- ※2 宮古事務所及び八重山事務所を経由する場合は、許可等の種類により5～10日間程度を加算する。
- ※3 土・日曜日・祝日、書類の補正期間等を除く日数。

〈参考〉

30,000m²未満の開発行為の許可申請を行う際、標準処理期間が40日であるため、補正なしと仮定した場合、許可までに開庁日換算で2か月程度時間を要することとなる。

上記日数に補正期間を含めると、2か月以上かかる計算となる。

3. 県土保全条例と盛土規制法との関係

盛土規制法に係る規制区域の指定が行われた後（10月1日時点）の県土保全条例の考え方

※盛土規制法第12条第1項及び第30条第1項の許可を要する工事であることを前提とする。（県土保全条例の適用除外に該当する工事）

- ➡ ①県土保全条例に係る許可申請を行い、審査中の場合
盛土規制法での許可申請が必要となり、適用除外となる。
（申請取下げをお願いします。）
- ➡ ②県土保全条例に係る許可後、未着手だった場合
盛土規制法での許可申請が必要となり、適用除外となる。
（工事廃止届の提出をお願いします。）
- ➡ ③県土保全条例に係る許可後、着手済だった場合
盛土規制法での許可申請が不要となるため、継続して県土保全条例の適用となる。（盛土規制法21条・40条に基づく既着手届は必要）

留意事項

- 県土保全条例の開発許可申請中に盛土規制法の許可対象となった場合、既に申請手数料の収受を行っているため、申請手数料の返却はできない。
- これから県土保全条例の申請を行う場合は、標準処理期間等をしっかり確認し、盛土規制法の許可申請と二重での申請が必要とならないように、十分留意すること。
- なお、盛土規制法に係る規制前に、既に県土保全条例の許可が下りており、着手していた場合の開発行為の変更については、引き続き県土保全条例の適用となるため、県土保全条例に係る変更手続きを行うこと。

県土保全条例の詳細については、HPをご確認ください。

<https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1013447/1013448.html>

県土保全条例に関する問い合わせ先

沖縄県企画部県土・跡地利用対策課
審査・地籍班

TEL：098-866-2040
FAX：098-866-2559

（県土保全条例担当）

備前、久手堅